

# 千葉県一時預かり事業補助金交付要綱

令和4年4月1日適用

## (趣旨)

第1条 市長は、多様化する保育需要に的確に対応するとともに幅広い保育活動の推進を図るため、千葉県一時預かり事業実施要綱（平成27年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に定めるところにより一時預かり事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「実施者」という。）に対し、その実施に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、実施要綱及び規則において使用する用語の例による。

## (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、交付額及び交付時期は別表1-1又は別表1-2のとおりとする。

## (交付申請)

第4条 実施者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、千葉県一時預かり事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

## (交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、その決定の内容を千葉県一時預かり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該実施者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めたときは、当該実施者に対し、千葉県一時預かり事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

## (譲渡等の禁止)

第6条 実施者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならない。

(分割払い)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による交付決定額の範囲内において、第10条の規定による補助金の額の確定前に分割払いすることができるものとする。なお、分割払いを決定したときには、第5条第2項に定める通知書により通知するものとする。

(交付決定の変更)

第8条 実施者は、補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、千葉市一時預かり事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を変更すべきものと認めた時は、速やかに補助金の交付決定を変更するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定を変更したときは、千葉市一時預かり事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を変更することが不相当と認めたときは、当該実施者に対し、千葉市一時預かり事業補助金変更交付不承認通知書(様式第6号)により、その旨及び理由を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 実施者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付決定の日の属する会計年度の末日までに、千葉市一時預かり事業実績報告書(様式第7号)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(額の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を調査し、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該実施者に対し、千葉市一時預かり事業補助金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(交付の請求)

- 第11条 前条の規定による通知を受けた実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、千葉市一時預かり事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。
- 2 第7条の規定により額の確定前に分割して補助金の交付を受けようとする実施者は、第5条第2項の規定による通知を受けたときは、千葉市一時預かり事業補助金分割払い請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(決定の取消)

第12条 市長は、実施者が次の各号に定める事項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 一時預かり事業を中止したとき。
- (2) 一時預かり事業の認定が取り消されたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを決定したときは、当該実施者に対し、千葉市一時預かり事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、その旨及び理由を通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第10条の規定により補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定による返還命令は、千葉市一時預かり事業補助金返還命令書(様式第12号)によるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、千葉市一時預かり事業補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 千葉市保育対策等促進事業費補助金交付要綱及び千葉市認可外保育施設特別保育事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月11日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市一時預かり事業補助金交付要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市一時預かり事業補助金交付要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 - 1

1 一般型、基幹型

(1) 補助対象経費

人件費、消耗品費、印刷製本費、賄材料費、通信運搬費、委託料、備品購入費、火災保険料、光熱水費、開設準備経費、使用済み紙おむつの処理等に要する経費、その他経費

(2) 補助率

10/10以内

(3) 交付時期

9月、5月

(4) 補助基準額

ア 運営費

補助対象経費の総額から寄付金その他の収入額を控除した額と次の(ア)～(オ)により算出した額を比較して、いずれか低い額

(ア) 基本分

年間延べ利用児童数により区分される別表 2 - 1 又は別表 2 - 2 に定める額とする。

(イ) 加算分(生活保護世帯減免分)

① 3歳未満(1日利用)	2,200円×延利用日数
② 3歳以上(1日利用)	1,200円×延利用日数
③ 3歳未満(半日利用)	1,100円×延利用日数
④ 3歳以上(半日利用)	600円×延利用日数

(ウ) 加算分(要配慮保育対象児童受け入れ分)

① 1日利用	10,600円×延利用日数
② 半日利用	5,300円×延利用日数

ただし、1か月あたり 217,233円を上限とする。

- ・要配慮保育対象児童の受け入れには「千葉市要配慮保育実施要綱」第7条の規定に準じ、保育士や看護師等必要な職員を配置すること。

(エ) 使用済み紙おむつ処理経費等加算

11円×延べ利用日数(3歳未満児に限る)

(オ) 基幹型実施施設加算

基幹型施設に対し、次の金額を加算する。

1,150,000円

イ 開設準備経費

補助対象経費の総額から寄付金その他の収入額を控除した額と次に定める額を比較して、いずれか低い額

- ・1か所あたり年額

改修費等：4,000,000円 ただし、当該年度中に支払われたものに限る。

別表 1 - 2

2 余裕活用品

(1) 補助対象経費

人件費、消耗品費、印刷製本費、賄材料費、通信運搬費、委託料、備品購入費、火災保険料、光熱水費、使用済み紙おむつの処理等に要する経費、その他経費

(2) 補助率

10 / 10 以内

(3) 交付時期

5月

(4) 補助基準額

ア 運営費

補助対象経費の総額から寄付金その他の収入額を控除した額と次の(ア)～(エ)により算出した額を比較して、いずれか低い額

(ア) 基本分

年間延べ利用児童数に次の額を乗じた額

1か所あたり年額 2,400円

(イ) 加算分(生活保護世帯減免分)

① 3歳未満(1日利用)	2,200円×延利用日数
② 3歳以上(1日利用)	1,200円×延利用日数
③ 3歳未満(半日利用)	1,100円×延利用日数
④ 3歳以上(半日利用)	600円×延利用日数

(ウ) 加算分(要配慮保育対象児童受け入れ分)

① 1日利用	10,600円×延利用日数
② 半日利用	5,300円×延利用日数

ただし、1か月あたり217,233円を上限とする。

- ・要配慮保育対象児童の受け入れには「千葉市要配慮保育実施要綱」第7条の規定に準じ、保育士や看護師等必要な職員を配置すること。

(エ) 使用済み紙おむつ処理経費等加算

11円×延べ利用日数(3歳未満児に限る)

別表 2 - 1

① 保育従事者がすべて保育士の場合

人数	基準額	人数	基準額
100 人未満	2,679,000 円	2,000 人以上 2,100 人未満	6,300,100 円
100 人以上 200 人未満	2,679,000 円	2,100 人以上 2,200 人未満	6,517,000 円
200 人以上 300 人未満	2,679,000 円	2,200 人以上 2,300 人未満	6,734,300 円
300 人以上 400 人未満	3,024,000 円	2,300 人以上 2,400 人未満	6,951,600 円
400 人以上 500 人未満	3,024,000 円	2,400 人以上 2,500 人未満	7,168,900 円
500 人以上 600 人未満	3,041,400 円	2,500 人以上 2,600 人未満	7,386,200 円
600 人以上 700 人未満	3,258,700 円	2,600 人以上 2,700 人未満	7,603,500 円
700 人以上 800 人未満	3,476,000 円	2,700 人以上 2,800 人未満	7,820,400 円
800 人以上 900 人未満	3,693,300 円	2,800 人以上 2,900 人未満	8,037,700 円
900 人以上 1,000 人未満	3,910,200 円	2,900 人以上 3,000 人未満	8,255,000 円
1,000 人以上 1,100 人未満	4,127,500 円	3,000 人以上 3,100 人未満	8,472,300 円
1,100 人以上 1,200 人未満	4,344,800 円	3,100 人以上 3,200 人未満	8,689,600 円
1,200 人以上 1,300 人未満	4,562,100 円	3,200 人以上 3,300 人未満	8,906,900 円
1,300 人以上 1,400 人未満	4,779,400 円	3,300 人以上 3,400 人未満	9,123,800 円
1,400 人以上 1,500 人未満	4,996,700 円	3,400 人以上 3,500 人未満	9,341,100 円
1,500 人以上 1,600 人未満	5,213,600 円	3,500 人以上 3,600 人未満	9,558,400 円
1,600 人以上 1,700 人未満	5,430,900 円	3,600 人以上 3,700 人未満	9,775,700 円
1,700 人以上 1,800 人未満	5,648,200 円	3,700 人以上 3,800 人未満	9,993,000 円
1,800 人以上 1,900 人未満	5,865,500 円	3,800 人以上 3,900 人未満	10,210,300 円
1,900 人以上 2,000 人未満	6,082,800 円	3,900 人以上	10,440,000 円

別表 2 - 2

② ①以外の場合

人数	基準額	人数	基準額
100 人未満	2,679,000 円	2,000 人以上 2,100 人未満	6,124,100 円
100 人以上 200 人未満	2,679,000 円	2,100 人以上 2,200 人未満	6,287,000 円
200 人以上 300 人未満	2,679,000 円	2,200 人以上 2,300 人未満	6,504,300 円
300 人以上 400 人未満	2,907,000 円	2,300 人以上 2,400 人未満	6,721,600 円
400 人以上 500 人未満	2,907,000 円	2,400 人以上 2,500 人未満	6,938,900 円
500 人以上 600 人未満	2,973,400 円	2,500 人以上 2,600 人未満	7,156,200 円
600 人以上 700 人未満	3,190,700 円	2,600 人以上 2,700 人未満	7,373,500 円
700 人以上 800 人未満	3,408,000 円	2,700 人以上 2,800 人未満	7,536,400 円
800 人以上 900 人未満	3,625,300 円	2,800 人以上 2,900 人未満	7,753,700 円
900 人以上 1,000 人未満	3,788,200 円	2,900 人以上 3,000 人未満	7,971,000 円
1,000 人以上 1,100 人未満	4,005,500 円	3,000 人以上 3,100 人未満	8,188,300 円
1,100 人以上 1,200 人未満	4,222,800 円	3,100 人以上 3,200 人未満	8,405,600 円
1,200 人以上 1,300 人未満	4,440,100 円	3,200 人以上 3,300 人未満	8,622,900 円
1,300 人以上 1,400 人未満	4,657,400 円	3,300 人以上 3,400 人未満	8,785,800 円
1,400 人以上 1,500 人未満	4,874,700 円	3,400 人以上 3,500 人未満	9,003,100 円
1,500 人以上 1,600 人未満	5,037,600 円	3,500 人以上 3,600 人未満	9,220,400 円
1,600 人以上 1,700 人未満	5,254,900 円	3,600 人以上 3,700 人未満	9,437,700 円
1,700 人以上 1,800 人未満	5,472,200 円	3,700 人以上 3,800 人未満	9,655,000 円
1,800 人以上 1,900 人未満	5,689,500 円	3,800 人以上 3,900 人未満	9,872,300 円
1,900 人以上 2,000 人未満	5,906,800 円	3,900 人以上	10,049,000 円

様式第1号

年 月 日

千葉県一時預かり事業補助金  
交 付 申 請 書

(あて先) 千葉市長

法人等住所  
法人等名称  
代表者職氏名  
(施設名)

印

年度千葉県一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等  
交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

交 付 申 請 額		円
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	生命の安全及び心身の順調な発達が保証されるよう適切な保育条件の中で乳幼児の福祉向上を図る。	
添付資料	千葉県一時預かり事業計画表 (個別表)	

様式第2号

千葉市指令 第 号

様

千葉市一時預かり事業補助金  
交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市一時預かり事業補助金について、次のとおり交付決定をしたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

交付決定額		円
補助金の交付予定時期	年 月	
交付条件	1 この決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。 2 千葉市補助金等交付規則及び千葉市一時預かり事業補助金交付要綱を遵守すること。	

様

### 千葉市一時預かり事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市一時預かり事業補助金について、次のとおり不交付と決定したので、千葉市一時預かり事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

決定日	年 月 日
不承認とした理由	
その他	

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号

年 月 日

千葉県一時預かり事業補助金  
変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

法人等住所  
法人等名称  
代表者職氏名  
(施設名)

印

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉県一時預かり事業補助金について、次のとおり補助金の交付決定額を変更されたく、千葉県一時預かり事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

変更交付申請額				円
変更後補助金所要額	既交付決定額		差引所要額	
	円		円	円
変更理由(どちらかに○)	対象経費の増加 ・ 対象経費の減少			
添付資料	千葉県一時預かり事業実績報告書(個別表)			

様式第5号

千葉市指令 第 号

様

千葉市一時預かり事業補助金  
変更交付決定通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定し、年 月  
日付補助金変更交付申請のあった千葉市一時預かり事業補助金について、次のとおり交付決定  
の変更をしたので、千葉市一時預かり事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知しま  
す。

年 月 日

千葉市長 印

変更前交付決定額	変更後交付決定額	差引所要額
円	円	円

様

千葉市一時預かり事業補助金変更交付不承認通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定し、年 月 日付補助金  
変更交付申請のあった千葉市一時預かり事業補助金について、次のとおり交付決定の変更をしないこ  
ととしたので、千葉市一時預かり事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

決定日	年 月 日
不承認とした理由	
その他	

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

年 月 日

千葉県一時預かり事業補助金  
実績報告書

(あて先) 千葉市長

法人等住所  
法人等名称  
代表者職氏名  
(施設名) 印

年 月 日付千葉県指令 第 号により、交付決定のあった千葉県一時預かり事業の実績について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて、次のおり報告します。

補助金の交付決定額		補助金の既交付額		補助金の経費精算額	
	円	・ _____年____月____日			円
		・ _____円			
添付資料		①千葉県一時預かり事業決算見込書(抄本) ②千葉県一時預かり事業実績報告書(個別表)			

様式第8号

千葉市達 第 号  
様

千葉市一時預かり事業補助金  
額 確 定 通 知 書

年 月 日付申請のあった千葉市一時預かり事業補助金実績報告書により、年度千葉市一時預かり事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

確 定 額		円
-------	--	---

様式第9号

年 月 日

千 葉 市 一 時 預 かり 事 業 補 助 金  
請 求 書

(あて先) 千葉市長

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名  
(施設名)

印

年 月 日付千葉市達 第 号 千葉市一時預かり事業補助金額確定通知書により確定した補助金について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額		補助金の既交付額		今回の請求額	
	円	・	年 月 日		円
		・	円		

様式第10号

年 月 日

千 葉 市 一 時 預 かり 事 業 補 助 金  
分 割 払 い 請 求 書

(あて先) 千葉市長

法人等住所  
法人等名称  
代表者職氏名  
(施設名) 印

年 月 日付千葉市指令 第 号により、補助金の交付決定のあった補助金の分割事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額		補助金の既交付額		今回の請求額	
	円	・ _____年____月____日			円
		・ _____円			

様

### 千葉市一時預かり事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定した千葉市一時預かり事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消すこととしたので、千葉市一時預かり事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

決定日	年 月 日
決定を取り消した理由	
その他	

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

## 千葉市一時預かり事業補助金返還命令書

年度に交付した千葉市一時預かり事業補助金について、千葉市一時預かり事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	合 計	円
補助金の確定交付額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。